



秋田県公報

目次	ページ
----	-----

告示	1
保安林の指定の解除(一四五・秋田地域振興局農林部)	1
道路区域の変更(一四六～一四九・道路課)	1
道路の供用開始(一五〇・道路課)	3
道路区域の変更及び供用開始(一五一・道路課)	4
開発行為に関する工事の完了(一五二・仙北地域振興局建設部)	4
証紙売りさばき人の指定事項の変更の届出(一五三・会計課)	4

告 示

証紙売りさばきの廃止の届出(一五四・会計課)	5
公告	5
県管土地改良事業工事の完了(秋田地域振興局農林部)	5
土地改良区の解散(仙北地域振興局農林部)	5
解散土地改良区の精算人の就任の届出(仙北地域振興局農林部)	5
県管土地改良事業の換地処分(仙北地域振興局農林部)	5
特定調達契約に係る落札者の決定(管財課)	5
企業局公告	6
県有地の売払いに係る一般競争入札の実施(企業局総務課)	6

秋田県告示第四百四十五号
 森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十六条の二第二項の規定により、
 次の森林について保安林の指定を解除する。
 平成十八年二月二十八日
 秋田県知事 寺田典城

所在地	全 面 積	保安林面積	保安林解除	指定の目的	解除の理由
秋田県 秋田市 雄和種 沢 戸草沢 二二二二の二	二、四七九 (平方メートル) 〇・二四七九 (ヘクタール)	〇・二四七九 (ヘクタール)	〇・二四七九 (ヘクタール)	指定の目的	解除の理由
見込み	見込み	面積見込み	なだれの危険の防止	道路用地とするため	

(関係図面は、省略し、農林水産部森林整備課及び秋田地域振興局農林部並びに秋田市役所に備え置いて縦覧に供する。)

秋田県告示第四百四十六号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。

平成十八年二月二十八日

秋田県知事 寺田典城

一 道路の区域

一般国道	道路の種類		路線名	区	間	敷地の幅員(メートル)	延長(キロメートル)
	新	旧					
	三百九十七号	三百九十七号		雄勝郡東成瀬村岩井川字沼又四七番一地先から字野尻九番七一まで		一一・〇〇〇～二四・〇〇〇	〇・一二三

二 道路の区域を表示した図面を縦覧する場所及び期間

- (一) 場所 建設交通部道路課
 (二) 期間 平成十八年二月二十八日から同年三月十三日まで

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。

平成十八年二月二十八日

秋田県知事 寺田典城

秋田県告示第四百四十七号

一 道路の区域

県道	道路の種類		路線名	区	間	敷地の幅員(メートル)	延長(キロメートル)
	新	旧					
	湯沢栗駒公園線	湯沢栗駒公園線		湯沢市高松字天矢場一三番一地先から湯沢市高松字下新田山一番一 地先まで		一〇・〇〇〇～三八・〇〇〇	一・〇五二
				湯沢市高松字天矢場二三番一地先から湯沢市高松字下新田山一番一 地先まで		一〇・〇〇〇～三五・〇〇〇	一・〇五二

この表において、「A」及び「B」とは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。

二 道路の区域を表示した図面を縦覧する場所及び期間

- (一) 場所 建設交通部道路課
 (二) 期間 平成十八年二月二十八日から同年三月十三日まで

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。

平成十八年二月二十八日

秋田県知事 寺田典城

秋田県告示第四百四十八号

一 道路の区域

--	--	--	--	--	--	--	--

道 道	道路の種類		路 線 名	区 間		敷地の幅員(メートル)	延長(キロメートル)
	新	旧					
道	新	旧	神岡南外東由利線	A	大仙市南外字広表一番一地先から字湯ノ又一〇六番三まで	六・〇〇〇～二二・〇〇〇	〇・四二七
				B	大仙市南外字広表一番二地先から字湯ノ又九八番五まで	一一・〇〇〇～三八・〇〇〇	〇・四三〇
道	新	旧	神岡南外東由利線		大仙市南外字広表一番二地先から字湯ノ又九八番五まで	一一・〇〇〇～三八・〇〇〇	〇・四三〇
					大仙市南外字湯ノ又一〇一番一地先から字湯神台一七四番まで	一〇・〇〇〇～三六・〇〇〇	〇・三六一

この表において「A」及び「B」とは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。

二 道路の区域を表示した図面を縦覧する場所及び期間

- (一) 場所 建設交通部道路課
 期間 平成十八年二月二十八日から同年三月十三日まで

道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。

平成十八年二月二十八日

秋田県知事 寺田典城

秋田県告示第百四十九号

一 道路の区域

道 道	道路の種類		路 線 名	区 間		敷地の幅員(メートル)	延長(キロメートル)
	新	旧					
道	新	旧	湯の又前田線	A	大仙市南外字湯ノ又三二番地先から字湯神台一七四番まで	六・〇〇〇～一三・〇〇〇	〇・四二五
				B	大仙市南外字湯ノ又一〇一番一地先から字湯神台一七四番まで	一〇・〇〇〇～三六・〇〇〇	〇・三六一
道	新	旧	湯の又前田線		大仙市南外字湯ノ又一〇一番一地先から字湯神台一七四番まで	一〇・〇〇〇～三六・〇〇〇	〇・三六一
					大仙市南外字湯ノ又二〇一番一地先から字湯神台一七四番まで	六・〇〇〇～一三・〇〇〇	〇・四六一

この表において「A」及び「B」とは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。

二 道路の区域を表示した図面を縦覧する場所及び期間

- (一) 場所 建設交通部道路課
 期間 平成十八年二月二十八日から同年三月十三日まで

道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第二項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。

平成十八年二月二十八日

秋田県知事 寺田典城

秋田県告示第百五十号

一 供用開始の区間

道路の種類	路線名	区 間
一般国道	三百九十七号	雄勝郡東成瀬村岩井川字沼又四七番一地从先から字馬場三九番三まで

- 二 供用開始の期日 平成十八年二月二十八日
- 三 供用開始の区間を表示した図面を縦覧する場所及び期間

一 道路の区域及び供用開始の区間

道 道	道路の種類		旧新別	路 線 名	区 間	敷地の幅員(メートル)	延長(キロメートル)
	新	旧					
秋ノ宮小安温泉線	A	湯沢市高松字泥湯沢三三番地先から字泥湯沢二番一地从先まで	三・〇七	五・三〇	〇・二〇七	〇・一九七	
	B	湯沢市高松字泥湯沢三三番地先から字泥湯沢二番一地从先まで	五・三〇	一・〇〇			

この表において「A」及び「B」とは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。

- 二 供用開始の期日 平成十八年二月二十八日
 - 三 道路の区域及び供用開始の区間を表示した図面を縦覧する場所及び期間
- (二)(一) 場所 建設交通部道路課
期間 平成十八年二月二十八日から同年三月十三日まで

秋田県告示第百五十二号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十九条第一項の規定により平成十七年九月二十七日付け指令仙建 十九 五で許可した開発行為に関する工事が完了したので、同法第三十六条第三項の規定に基づき、次のとおり公告する。
平成十八年二月二十八日

- 一 開発許可を受けた者の住所及び氏名
札幌市厚別区厚別中央三条二丁目一番四十一号

秋田県知事 寺 田 典 城

- (二)(一) 場所 建設交通部道路課
期間 平成十八年二月二十八日から同年三月十三日まで

秋田県告示第百五十一号
道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更し、供用を開始する。
平成十八年二月二十八日

秋田県知事 寺 田 典 城

- 二 開発区域に含まれる地域の名称
ホーマック株式会社 代表取締役社長 柴 田 憲 次

大仙市飯田字屋舗通七十二番一、七十三番一、七十四番一、二百四十九番、二百六十一番、二百六十二番、二百六十三番、二百六十四番、二百六十五番、二百六十六番、二百六十七番及び二百七十六番

秋田県告示第百五十三号

秋田県財務規則(昭和三十九年秋田県規則第四号)第五十七条第一項の規定により、次のとおり証紙の売りさばき人の指定事項の変更の届出があったので、同規則第五十九条の規定に基づき、告示する。
平成十八年二月二十八日

秋田県知事 寺 田 典 城

売りさばき人の事務所の所在地及び名称	
変 更 後	変 更 前
由利本荘市中町二十七番地 由利本荘地区交通安全協会	由利本荘市中町二十七番地 本荘地区交通安全協会

秋田県告示第百五十四号

秋田県財務規則(昭和三十九年秋田県規則第四号)第五十七条第五項の規定により、
証紙の売りさばきを廃止する旨の届出があったので、同規則第五十九条の規定に基づ
き、告示する。

平成十八年二月二十八日

秋田県知事 寺 田 典 城

売りさばきを廃止した者の住所及び氏名
大館市新町二十四番地 岩 澤 米 太

公 告

県営土地改良事業(和田妹川地区ほ場整備事業(担い手育成型・区画整理型))に
つき、その工事を平成十七年三月三十日完了したので、土地改良法(昭和二十四年法
律第百九十五号)第百十三条の二第三項の規定に基づき、告示する。

平成十八年二月二十八日

秋田県知事 寺 田 典 城

土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第六十七条第一項第一号の規定によ
り、平成十八年二月十七日大館市内小友裏地土地改良区が解散したので、同条第三項
の規定に基づき、告示する。

平成十八年二月二十八日

秋田県知事 寺 田 典 城

土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第六十八条第二項において準用する
同法第十八条第十六項の規定により、清算法人大館市内小友裏地土地改良区から次の
とおり清算人の就任の届出があったので、同法第六十八条第二項において準用する同
法第十八条第十七項の規定に基づき、告示する。

平成十八年二月二十八日

秋田県知事 寺 田 典 城

就任清算人の住所及び氏名	
大館市内小友字館前百二十六番地一	東海林 堯
字宮後二十四番地	寺 村 君 雄
字荒町百三番地一	後 藤 忠 昭
字荒町五十四番地	菅 原 喜 作
字荒町百十三番地一	後 藤 テ ツ
字宮下百十五番地一	佐 々 木 勇 孝
字宮林四十七番地	小 松 専 一

平成十八年二月二十一日県営土地改良事業(金西西部地区ほ場整備事業(担い手育
成型))の換地処分をしたので、土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第八
十九条の二第十項において準用する同法第五十四条第四項の規定に基づき、告示す
る。

平成十八年二月二十八日

秋田県知事 寺 田 典 城

特定調達契約について次のとおり落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又
は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成七年政令第三百七十二号)第十一
条の規定に基づき、公示する。

平成十八年二月二十八日

秋田県知事 寺 田 典 城

- (一) 落札に係る物品の名称及び数量
電子計算組織 一式
- (二) 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
出納局管財課 秋田市山王四丁目一番一号
- (三) 落札者を決定した日
平成十八年二月十日
- (四) 落札者の名称及び住所
株式会社アイネックスOA 秋田市広面字鍋沼三十七
- (五) 落札金額
二千二百八十五万八千五百円
- (六) 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札

- (七) 一般競争入札の公告を行った日
平成十八年一月十三日
- (二) 落札に係る物品の名称及び数量
電子計算組織 一式
- (一) 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
出納局管財課 秋田市山王四丁目一番一号
落札者を決定した日
平成十八年二月十日
- (四) 落札者の名称及び住所
通研電気工業株式会社 秋田支社 秋田市川元山下町一 二
落札金額
四百七十三万五千八十円
- (六) 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- (七) 一般競争入札の公告を行った日
平成十八年一月十三日
- (三) 落札に係る物品の名称及び数量
自動設計製図装置 一式
- (二) 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
出納局管財課 秋田市山王四丁目一番一号
落札者を決定した日
平成十八年二月十日
- (四) 落札者の名称及び住所
東光コンピュータ・サービス株式会社 大館市御成町四丁目八 七十四
落札金額
九百九万九千三百円
- (六) 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- (七) 一般競争入札の公告を行った日
平成十八年一月十三日

企業局公告

県有地の売払いについて次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第百六十七条の六第一項の規定により、公告する。

平成十八年二月二十八日

秋田県公営企業管理者職務代理者
秋田県企業局長 大嶋 直樹

一 入札に付する物件の所在地、面積等

物件番号	所在地	種別	面積(m ²)	予定価格(円)
一	鹿角市花輪字葉ノ木谷地九九番	土地 建物及び付帯物	一、八四三・六八	一五、二七〇、〇〇〇 (消費税及び地方消費税を含む。)
二	鹿角市花輪字合野二五一番	土地 建物及び付帯物	五〇四・二三 一五四・五六	四、七九四、〇〇〇 (消費税及び地方消費税を含む。)

二 契約条項を示す場所並びに入札参加申込書の交付の場所及び期間

物件番号	場 所	期 間
一・二 五八八	秋田県鹿角発電事務所 (電話〇一八六 二二〇 五八八)	平成十八年二月二十八日(火)から三月十五日(水)まで(土曜日及び日曜日を除く。)の午前九時から午後五時まで

三 入札執行の場所及び日時

物件番号	場 所	日 時
一・二 五八八	秋田県鹿角発電事務所会議室 鹿角市花輪字葉ノ木谷地九九 (電話〇一八六 二二〇 五八八)	平成十八年三月十七日(金)午前十一時

四 入札に参加する者に必要な資格

入札参加申込書を二に掲げる期間内に二に掲げる場所に提出した者（地方自治法施行令第六十七条の四の規定に該当する者を除く。）

五 入札参加申込みに必要な書類等

(一) 個人の場合

印鑑、住民票の写し及び身分証明書（本籍地の市町村長が発行するもの）

(二) 法人の場合

印鑑及び登記簿の謄本

六 入札保証金に関する事項

入札保証金は、入札金額の百分の五以上とし、現金、銀行振出小切手、銀行保証小切手、国債、秋田県債、郵便振替貯金払出証書又は郵便為替証書をもって入札時に納入するものとする。

七 入札の無効

秋田県公営企業財務規程（昭和四十三年秋田県公営企業管理規程第六号）第六十条に規定するところによる。

なお、郵便による入札書の提出は、認めない。

八 その他

詳細に関しては、秋田県企業局総務課（電話〇一八 八六〇 五〇二二）に照会のこと。

発行者

秋田県

秋田市山王四丁目一番一号

購読料金

一月三千六百七十五円(税込)

印刷所

印刷者

秋田市山王七丁目五番二十九号
株式会社 松原印刷社
電話(0862)8766 F A X(0863)0005
E-mail:matsubara@matsubarainatsu.co.jp
秋田市山王七丁目五番二十九号
松原繁雄